

# 連結償還能力指標による 公債管理について

前大阪府総務部市町村課 西村直人

## はじめに

近年の地方債資金については、財政投融资制度改革や地方分権の推進等により、公的資金の縮減・重点化が進められるとともに、それに対応する形で民間等資金からの借入が増加している。特に、民間等資金にあっては、住民参加型市場公募債や入札方式などによる資金調達が多くなってきている。

これまでの公的資金中心の借入であれば、自治体の財政状況などに関わらず、一律の金利や貸付け条件で借入ができたが、今後も民間等資金へシフトする傾向は続くものと考えられ、各自治体の財政状況の違いによって貸付金利が大きく異なったり、場合によっては貸し渋りのような状況に陥ることも十分に考えられる。現に、主に都道府県が発行している市場公募債等にあっては、既に財政状況に対する市場評価が相対的に低いとされる自治体ほど対国債スプレッドは拡大している。

公的資金の重点化と地方債資金の市場化が一層推進される状況において、より有利な条件で民間等資金の借入を行うためには、貸し手がどのような視点により自治体財政を分析し、また格付けをしているのかを知り、貸し手の立場から自らの財政状況を把握しておく必要があると考える。

そこで、本稿では、金融機関や投資家が融資・投資先の財政状況を把握する際に重視しているとされる「連結決算」と「償還能力」といった面から財政分析を行い、健全化指標（以下、特に断りのない場合、健全化4指標のうち公債負担指標（実質公債費比率と将来負担比率）を指す。）を補足する債務管理のあり方を検討する。

## 財政健全化指標による状況把握

平成18年度より地方債制度が許可制から協議制へ移行したことに伴い、従来用いられていた起債制限比率に一定の見直しを加えた実質公債費比率という新たな指標が導入された。実質公債費比率とは、標準財政規模に占める実質的な公債費の一般財源負担額の割合を示す指標で、公営企業債の元利償還金や一部事務組合が起こした地方債の元利償還金などが準元利償還金として算定に含まれていることが大きな特徴である。

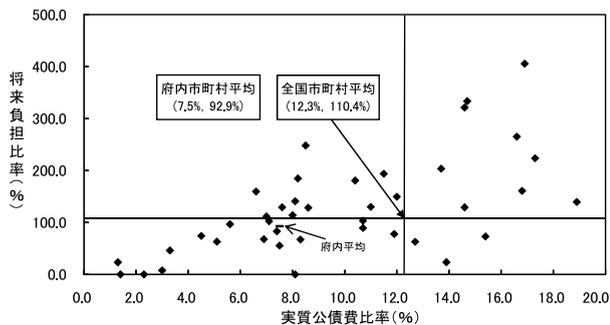
また、2007年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、財政の健全度を図る指標として4つの指標が用いられることとなった。そのうち、公債負担に関する指標として、フロー面では実質公債費比率が、ストック面では新たに将来負担比率が導入された。

実質公債費比率や将来負担比率には、これまで指標の算定に含まれていなかった公営企業会計等の公債負担の一部が算入されており、より実質的な債務状況を表す公債管理指標として非常に有効なものである。

図1は府内市町村（政令市、一部事務組合除く。以下、特に断りのない場合、同様とする。）の実質公債費比率（フロー）を横軸に、将来負担比率（ストック）を縦軸に置いた散布図である。

府内市町村の加重平均値は実質公債費比率7.5%、将来負担比率92.9%と全国平均の実質公債費比率12.3%、将来負担比率110.4%を下回っており、団体ごとにはばらつきはあるものの、相対的に府内市町村の公債管理指標は抑制されていると言えよう。

図1 平成19年度 実質公債費比率と将来負担比率の関係（府内市町村（政令市除く））



## 連結決算及び償還能力に応じた公債管理の必要性

実質公債費比率と将来負担比率を見るときに注意しなければならないことが2点ある。

第1に、公営企業等を連結した指標と言いつつ、実質公債費比率と将来負担比率の算定の対象となる会計は、あくまで普通会計ということである。これら2指標における公債負担の対象範囲は、普通会計以外の会計に関しては、普通会計が他会計繰出金（補助金）という形で実質的に負担している部分に限られ、公営企業が事業の財源とするために発行した企業債は、当該企業に係る料金収入等により償還を行うという原則に基づき、その償還費の一部が準公債費として算入されているに過ぎない。（なお、将来負担比率においては、公営企業会計の資金不足等は全て連結対象とされている。）

平成19年度府内市町村の実質公債費比率及び将来負担比率の算定において、公営企業債償還費及び残高が指標算定に算入されている割合をみると、実質公債費比率では、公営企業債元利償還金1,455億円（政令市、一部事務組合除く。繰上償還除く。）のうち算入されているのは681億円と半分満たない額となっている。同様に、将来負担比率においても、公営企業債残高1兆7,744億円に対して、算入対象は1兆10億円となっており、概ね半分程度となっている（表1）。

公営企業債のうち未算入となっている部分については、公営企業の収益により賄われるべき分といえるが、近年、経営状況の悪化により、公営企業の存続が困難となるケースも見受けられる。事業収益な

ど特定の財源の範囲でのみ元利償還が保証され、仮に対象事業が破綻し債務不履行となっても、税など他の財源から支払いはされないというアメリカのレベニュー債のような制度がない日本の地方債にあっては、公営企業が廃止等に至った場合、最終的な償還責任は自治体の本体である一般会計に帰属されることとなる。

したがって、既存の普通会計が負担すべき公債負担をベースにした健全化指標のみによる公債管理では、現在の指標が低く抑えられていても、公営企業の破綻等によって急激に指標が悪くなるということも十分に考える。つまり、公営企業を真に連結していない健全化指標にあっては、公債負担の重さを示すシグナル機能が十分に働かない可能性があると言える。このことから、企業会計の公債負担も自治体全体の負債であるとの認識を持ち、公営企業会計の公債負担と収益を加味した連結による分析が必要であると考えられる。

第2に、両指標ともに分母は標準財政規模となっており、つまり（標準的な）収入規模に対する公債負担の大きさを表したものとなっている。しかし、各地方自治体の財政構造は大きく異なっており、借金を返済できる能力は、それぞれ異なるはずである。例えば、同じ標準財政規模の自治体であっても、職員数が多く人件費が高い場合や、高齢化率が高く扶助費が多額である場合など、義務的経費が高い自治体とそうでない自治体とでは、債務償還に回すことができる余裕財源には差が生じることが見込まれる。

こうした点も踏まえ、健全化指標とは違った、各自治体の償還能力を勘案した公債指標による分析が必要であると考えられる。

表1 実質公債費比率・将来負担比率における公営企業債の算入状況

	公営企業債	算入状況	
		算入分	未算入分
実質公債費比率	1,455億円	681億円 (46.8%)	774億円 (53.2%)
将来負担比率	1兆7,744億円	1兆10億円 (56.4%)	7,734億円 (43.6%)

※実質公債費比率は元利償還金（繰上償還除く）、将来負担比率は企業債残高。数値は大阪府内市町村（政令市及び一部事務組合除く）平成19年度決算値。

## 連結償還能力指標の考え方

民間企業の決算状況を把握する場合、単体よりも連結の財務諸表が重視されている。したがって、公会計においても、関連企業会計を連結した指標の管理・分析、公表の重要性は今後一層増すであろうことが予測される。

また、近年、金融機関は融資の判断基準として、事業の売上高や土地等の担保よりもキャッシュフローによる債務償還能力をより重要な評価基準としている。

以上のことを踏まえ、自治体決算においても、普通会計単体の負担部分だけではなく、真に企業会計を連結し、財務状況に応じた公債負担の大きさを測る指標により分析を行う意義は大きいと考える。

指標の考え方については、金融機関が融資の際に行う「信用格付け」の基準となっている金融庁の「金融検査マニュアル」の評価指標を参考とした。本マニュアルにおいては、大きく財務評価（安全性分析、収益性分析、成長性分析、債務償還能力）と非財務評価（市場動向、経営方針など）の2つの要素により格付けを行うこととされており、財務評価基準のうち債務償還能力を計る指標として「債務償還年数」「インタレスト・カバレッジ・レシオ（以下「ICR」と略称。）」「キャッシュフロー額」が用いられている。それぞれの定義は次のとおりである。

### ・債務償還年数

「債務償還年数＝有利子負債／キャッシュフロー額」

現在の財政状況の下、余裕財源を全て有利子負債に充当した場合に、何年で返済できるかという指標。

### ・ICR

「ICR＝

（営業利益＋受取利息・受取配当金）／支払利息」

事業により得た利益が支払利息等の何倍にあたるのかを示す指標。利息の支払い能力を表す。

### ・キャッシュフロー額

「キャッシュフロー額＝営業利益＋減価償却費」

減価償却前営業利益を言う。

そこで、自治体の公債負担を測る指標として、各

会計間の連結を行うと共に、前述の償還能力指標を参考に、ストック面では「債務償還年数」、フロー面では「ICR」を自治体会計に適用した形として分析を行う。さらに、「キャッシュフロー額」（返済可能財源）の大きさを団体間で比較するために、収入に対するキャッシュフロー額の割合を「行政活動収支比率」として分析を行う。

本稿における債務償還年数及びICR、行政活動収支比率は、次の算出式により算定する。

### 【債務償還年数】

$$\text{債務償還年数} = \frac{\text{普通会計 実質債務※1} + \text{公営企業会計 実質債務※2}}{\text{返済可能財源} + \text{返済可能財源}}$$

$$\begin{aligned} \text{※1 実質債務} &= \text{地方債残高} + \text{債務負担行為 (支出予定額)} \\ &\quad - \text{積立基金残高} - \text{実質収支} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{※2 (法適用企業)} \\ \text{実質債務} &= \text{地方債残高} + \text{資金不足額} \\ \text{(法非適用企業)} \\ \text{実質債務} &= \text{地方債残高} - \text{実質収支} \end{aligned}$$

$$\text{返済可能財源} = \text{減価償却前利益}$$

分子は、普通会計にあつては、負債から充当可能な資産にあたる基金残高及び実質収支を除いた実質的な債務とした。また、企業会計にあつては、企業債残高に法適用企業は資金不足額を加算し、法非適用企業は実質収支額を控除したものである。

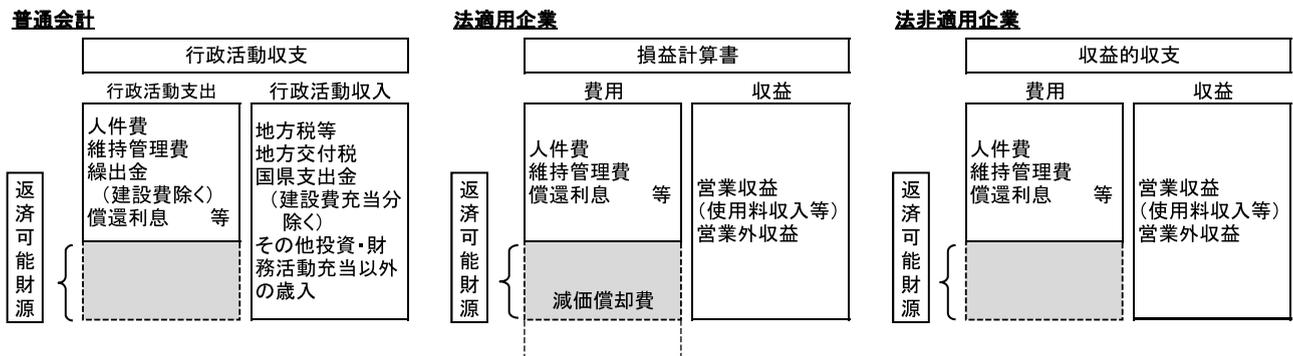
分母は、債務償還に回すことができる余裕財源である返済可能財源とする。返済可能財源は、本来の指標においては減価償却前利益であるが、普通会計及び法非適用会計は官公庁会計、法適用企業会計は公営企業会計と、会計方式が異なることから、以下の図2の考え方に基づいて、それぞれ返済可能財源を算出することとする。

### （普通会計）

「返済可能財源＝行政活動収入－行政活動支出」

普通会計にあつては、決算統計より、経常的な行政活動に係る収益勘定に相当する支出（収入）と建設事業や公債費（元金償還金）等の投資・財務活動に係る資本勘定に相当する支出（収入）にそれぞれ

図 2



分別した(注1)。そのうち、収益勘定に相当する支出を「行政活動支出」、収入を「行政活動収入」とし、その収支額を返済可能財源としている。

決算統計との関係は【別表】のとおりである。

(法適用企業)

$$\text{「返済可能財源} = (\text{営業収益} + \text{営業外収益}) - (\text{営業費用} + \text{営業外費用}) + \text{減価償却費 (資産減耗費含む)」}$$

法適用企業にあつては、発生主義による減価償却費を含んだ概念となっていることから、損益計算書の経常利益(損失)に減価償却費(資産減耗費含む)を加算した額を返済可能財源とした。

(法非適用企業)

$$\text{「返済可能財源} = (\text{営業収益} + \text{営業外収益}) - (\text{営業費用} + \text{営業外費用})」}$$

法非適用企業については、減価償却費の概念がないため、収益的収支の差引額を返済可能財源としている。

【インタレスト・カバレッジ・レシオ (ICR)】

$$\text{ICR} = \frac{\text{普通会計} \text{ 返済可能財源} + \text{公営企業会計} \text{ 返済可能財源}}{\text{利子償還費} + \text{利子償還費}}$$

分子は債務償還年数で使用した返済可能財源とし、分母には当該年度の利子償還費(一時借入金利子除く)を置いている。なお、受取利息・受取配当金は指標の簡略化のため勘案していない。

【行政活動収支比率】

$$\text{行政活動収支比率} = \frac{\text{普通会計} \text{ 返済可能財源} + \text{公営企業会計} \text{ 返済可能財源}}{\text{行政活動収入} + \text{行政活動収入}}$$

返済可能財源の大きさを測るために、返済可能財源を分子に、行政活動収入を分母に置いた指標とする。

なお、本指標の連結対象は、全公営企業会計としている。ただし、公営企業会計の資金不足額等においては、健全化指標における解消可能資金不足額といった考え方は勘案していない。

また、連結にあたって、各会計の経費の構成を概観するため、会計間の繰入れ、繰出しの純計処理は行っていない。

債務償還年数とICRによる分析結果

(1) 平成19年度連結償還能力指標の状況

上記の考え方に基づき平成19年度府内市町村決算統計より「連結行政活動収支」を集計したのが表2である。

まず、ストック面の債務償還年数の状況を確認する。普通会計においては14.5年、公営企業会計においては27.0年となっており、連結では19.0年となっている。今年度生じた余力財源が今後も同じ水準で発生することを前提に、その余力財源を全て債務の償還費に充当した場合19.0年で償還できることを意味する。(減価償却前利益は普通建設事業など投資的活動の財源となることから、実際に当該償還年数で全て返済できることを示す指標ではない。)

表2 平成19年度行政活動収支（返済可能財源）算出表（連結）

	普通会計	公営企業会計	連結
行政活動支出			
人件費	3,867.3	840.1	4,707.4
物件費等	8,660.2	1,606.1	10,266.3
支払利子 a	322.3	574.9	897.2
支出計 A	12,849.8	3,021.1	15,870.9
行政活動収入			
地方税	8,086.8	0.0	8,086.8
地方交付税	1,459.8	0.0	1,459.8
事業収入	0.0	2,757.4	2,757.4
その他収入	4,427.1	898.0	5,325.1
収入計 B	13,973.8	3,655.4	17,629.2
行政活動収支（返済可能財源） C	1,124.0	634.3	1,758.3
実質債務			
基金残高 D	2,587.4	—	2,587.4
地方債残高 E	15,704.4	17,741.4	33,445.8
支出予定債務負担行為 F	3,175.3	—	3,175.3
実質収支額 G	34.7	641.1	675.8
(E+F-D-G) H	16,257.6	17,100.2	33,357.9
指標			
償還年数(年) H/C	14.5	27.0	19.0
ICR(倍) C/a	3.5	1.1	2.0
行政活動収支比率(%) C/B	8.0%	17.4%	10.0%

\*各項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、合計値と合わないことがある。

一般に、民間企業への融資は、債務償還年数は10年以下であれば「正常（優良）」な融資先とされており、利潤追求が至上命題ではない自治体決算に一概にこの基準を当てはめることはできないものの、府内市町村平均の連結債務償還年数は、金融機関から見れば「要注意先」の債務者として区分されるほど厳しい状況にあると言える。

次にフロー面からICRの状況を見る。ICRは返済可能財源が利子償還費の何倍あるかを示すため、倍率が高いほど安定した財政構造にあると言える。利子償還費は返済可能財源の範囲内でまかなうことが好ましいと考えられ、ICRが1.0倍を切ると、利子償還費を余力財源で賄えていないことになり、公債負担が財政を圧迫していることを表す。府内市町村平均は、普通会計ベースで3.5倍、企業会計が1.1倍、連結で2.0倍となっている。

ストック、フロー面において、いずれも公営企業会計の指標悪化が目立ち、連結して見ると普通会計ベース単体より指標が悪化する結果となっている。

要因を見てみると、行政活動収支比率が普通会計8.0%に対して、企業会計は17.4%と高くなっている。企業会計の収入には一般会計からの繰入金が含まれているため、外形的には、企業会計の方がより多くの返済可能財源を生み出していると言える。それにも関わらず、企業会計の債務償還年数やICR

の値がより悪化しているということは、普通会計に比べて企業会計は、収入や利益に見合った債務以上の大きな負債をより抱えていると言える。

## (2) 連結償還能力指標と健全化指標との関係

次に、府内市町村（団体別）の連結償還能力指標と既存の健全化指標との関係を確認する。フロー面では実質公債費比率とICRを、ストック面では将来負担比率と債務償還年数によりそれぞれ図に表したのが図3、図4である。

この図より、フロー、ストックともに健全化指標の高低と比較すると、連結償還能力指標はかなりバラつきがあるのがわかる。

フロー対比では、実質公債費比率が低く抑えられているにも関わらず、ICRが低くなっている団体が多く見受けられる。また、ICRが1.0倍を切る団体が5団体（うち1団体は返済可能財源が赤字）あり、返済可能財源より支払利息の方が大きく、公債費（利子償還費）が財政を圧迫している状況にある。これらの団体は、民間企業であれば、金融機関からの新規借入は難しい状況と言える。

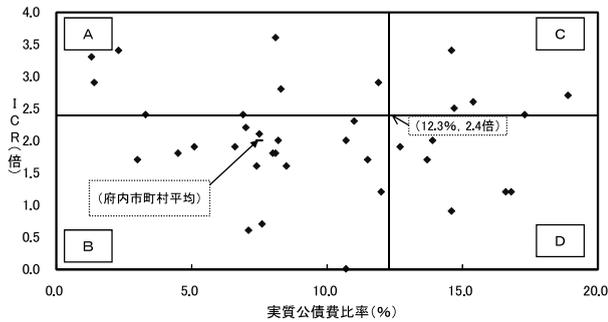
ストック対比においても、同様に、将来負担比率が低く抑えられているにも関わらず債務償還年数が長くなっている団体があり、債務償還年数が20年・30年を超えるような極めて厳しい団体も多々ある。

このように、健全化指標が低く抑えられているにも関わらず、連結償還能力指標で見ると指標が悪化している団体が多く見られる。この原因としては、返済可能財源が小さいことが考えられる。図5及び図6は行政活動収入に対する返済可能財源の大きさを表す行政活動収支比率と連結償還能力指標の散布図である。これより、行政活動収支比率が低いほど連結償還能力指標はより悪化している傾向にあることがわかる。したがって、償還能力指標を改善させるためには、公債負担の抑制を図るとともに、いかにして返済可能財源を多く生み出す財政運営を行っていくかが大きな鍵と言える。

## (3) 連結償還能力指標を活用した財政分析について

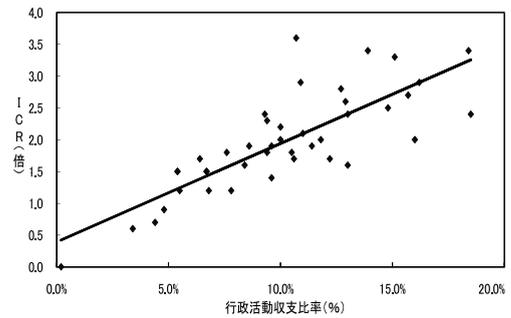
連結償還能力指標を活用した財政分析により府内

図3 平成19年度 実質公債費比率とICRの関係  
(府内市町村(政令市除く))



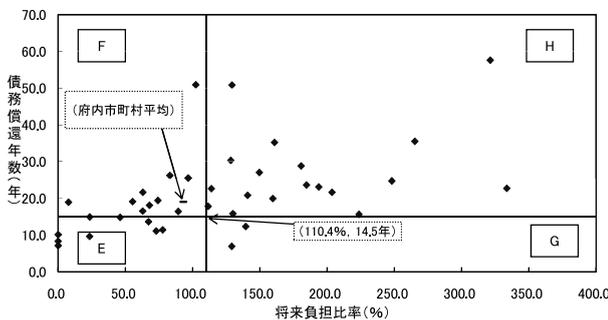
※返済可能財源が赤字となっている1団体については、図から除いている。

図5 平成19年度 行政活動収支比率とICRの関係  
(府内市町村(政令市除く))



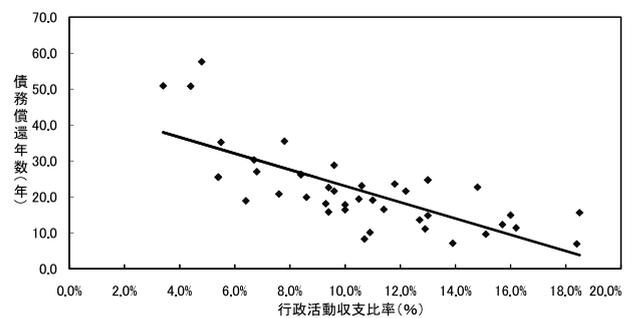
※返済可能財源が赤字となっている1団体については、図から除いている。

図4 平成19年度 将来負担比率と債務償還年数の関係  
(府内市町村(政令市除く))



※返済可能財源が少額なため債務償還年数が60年以上となっている2団体(うち1団体は返済可能財源が赤字)については図から除いている。

図6 平成19年度 行政活動収支比率と債務償還年数の関係  
(府内市町村(政令市除く))



※返済可能財源が少額なため債務償還年数が60年以上となっている2団体(うち1団体は返済可能財源が赤字)については図から除いている。

市町村の状況を把握する。

フロー指標のICRは、将来の財政状況を予測する機能を有していると言える。例えば、現在の返済可能財源が小さく(または利子償還費が大き)、ICRが悪化している場合、投資事業費や元金償還金を返済可能財源で賄うことができないことを示しており、財源補てんのために基金の取崩しや借入金の増発が必要となる。同様の財政状況が続けば、自ずと将来の財政状況は悪化していくことが予測される。逆に言えば、返済可能財源を潤沢に生み出し、ICRが高い場合には、基金への積み立てを行ったり、新規の借入金に頼ることなく投資事業費や償還費を賄うことが可能となり、安定した財政運営が見込まれる。

一方、ストック指標の債務償還年数は、建設事業等の実施にあたって、新規の地方債の増発が可能かどうかの判断に用いることができる。地方債の償還年数は、施設の耐用年数により設定されており、10

～20年程度の事業債が最も多い。したがって、債務償還年数が20年を超えるような値になっており、かつ将来的にも現状と同様の返済可能財源しか生み出せないのであれば、地方債の新規発行は抑制されなければならないと言える。

このように、償還能力指標は、それだけを見ても意味のある指標であるが、前節で見たような健全化指標と組み合わせて活用することで、より実用的な分析が可能となる。

図3、図4を連結償還能力指標と健全化指標の高低によってそれぞれ4つの領域に分けて分析する。まず、領域を分ける基準値であるが、本稿においては全国市町村平均値をメルクマールとして設定することとした。償還能力指標の平均値については、次章で算出している平成14年度から平成18年度までの5年間の指標を単純平均している。これより、ICRは2.4倍、債務償還年数は14.5年を基準とした。また、健全化指標の平成19年度決算全国平均値の実

質公債費比率12.3%、将来負担比率110.4%を指標が高い、低いという基準としている。

この基準値を境界線とすると、それぞれの領域を図3はA～Dに、図4はE～Hに分けることができる(注2)。領域の意味は次のようになる。

#### 【フロー指標の対比(図3)】

- A：現在の公債費償還は(標準的な歳入に対して)比較的抑制されているとともに、返済可能財源も多く生み出す財政運営ができており、将来的な健全化指標も低く抑制され、安定的な財政運営が可能。
- B：現在の公債費償還は比較的抑制されているが、返済可能財源が少なく、元金償還等の財源については、投資事業を抑制して元金償還に充てる財源を増やしたり、新発債の増加や基金の取崩しによる補てんが必要となる。将来も同様の財政状況であれば、健全化指標の悪化が懸念される。
- C：現在の公債費償還が大きく財政を圧迫しているものの、経費抑制等の積極的な財政改革により、返済可能財源を多く生み出す財政運営を行っている。将来的にも同様の財政運営ができれば、健全化指標は改善されることが期待できる。
- D：現在の公債費償還が大きく、財政が圧迫されているとともに、返済可能財源を生み出す財務体質が築けていない。この状況を打開するためには、積極的な行財政改革等をより一段と促進しなければ、将来の健全化指標の改善は困難。

#### 【ストック指標の対比(図4)】

- E：現在の公債負担(ストック)は(標準的な歳入に対して)比較的抑制されているとともに、返済可能財源も多く生み出す財政運営ができていて、建設事業等の実施に伴い新発債を発行しても、それを賄うだけの財源捻出が可能であり、安定した財政運営が見込まれる。
- F：現在の公債負担(ストック)は比較的抑制されているが、返済可能財源が少なく、当該公債負担(ストック)の償還費が将来の財政を圧迫す

ることが予想される。したがって、返済可能財源をより多く生み出す財政運営ができなければ、新規の地方債の増発は将来の財政悪化を招き、ひいては健全化指標の悪化が懸念される。

- G：現在の公債負担(ストック)が大きく将来の償還費の増大が懸念されるものの、経費抑制等の積極的な財政改革等により、返済可能財源を多く生み出す財政運営を行っている。将来的にも同様の財政運営ができれば、将来の償還費を賄うことが可能であり、健全化指標は改善されることが期待できる。新規の地方債の増発も一定可能。
- H：現在の公債負担が大きく、将来の償還費の増大が懸念されるとともに、返済可能財源を生み出す財政体質が築けておらず、将来の健全化指標の改善は困難。地方債の増発は、一層の財政悪化を生むこととなり、抑制されなければならない。

府内市町村にあつては、B、DやF、Hといった公債負担が将来的の財政を悪化させることが懸念される領域に多くの団体が位置している。したがって、府内市町村の多くは、公債負担の抑制とあわせて人件費や物件費等の行政活動支出の抑制を徹底し、返済可能財源をより多く生み出す財務体質を築くことが重要であり、これがひいては将来の健全化指標の改善に繋がるという意識を持つことが必要であると考える。

### 連結償還能力指標の経年比較と全国市町村比較

府内市町村の平成19年度の実質公債費比率、将来負担比率は、全国市町村と比較すると、相対的に低く抑えられていることは既に述べた。一方、連結ベースでの償還能力指標にあつては、平成19年度決算の全国市町村のデータが未発表であるため、府内市町村の状況が全国市町村と比べてどのような状況にあるのかは分析ができない。そこで、平成14年度から直近の平成18年度の5年間の公表決算統計から府内市町村の償還能力指標の状況を分析する。

図7、図8、図9はそれぞれ債務償還年数、ICR、及び行政活動収支比率の全国市町村（一部事務組合除く）と府内市町村の加重平均値の経年推移である。普通会計及び公営企業会計の会計別と連結ベースに図をそれぞれ分けている。これらより、次の3点の特徴を読み取ることができる。

第1に、連結ベースで見た場合、全ての指標、全ての年度において、全国市町村平均に比べて府内市町村平均の指標が悪くなっている。つまり、健全化指標とは異なり、連結償還能力指標で見た場合、府内市町村の公債管理は余裕があるとは言いがたい状況にあると言える。

第2に、普通会計と公営企業会計を分けて見ると、全国・府内市町村ともに普通会計に比べて公営企業会計の指標が悪く、連結により普通会計単体で見た場合よりも指標を悪化させている。さらに、公営企業会計の全国と府内市町村の指標は、概ね同程度の比率となっている。

ここで、公営企業会計債務償還年数の企業別の状況を表3により確認する。会計は上水道会計、病院会計、下水道会計を標記している。この3会計を合わせて公営企業会計の総実質債務額の約8割程度を占め、また、多くの自治体がこれらの会計を設置していることから、この3会計を見ることで、概ね公営企業会計の状況を概観することができる。

表3によると、全国市町村においては、上水道会計の債務償還年数が短くなっているものの、病院、下水道会計の年数が長くなっている。また、上・下水道会計の指標は年々改善しているが、病院会計にあっては経営状況の悪化等による指標の悪化が顕著である。

表3 (公営企業会計) 債務償還年数の企業別内訳  
(単位:年)

		上水道	病院	下水道	企業計
H14	全国	11.2	20.4	66.7	33.8
	大阪府	10.1	53.5	53.8	34.8
H15	全国	10.7	15.5	60.6	30.6
	大阪府	9.3	28.2	46.5	30.8
H16	全国	10.0	19.3	56.5	28.6
	大阪府	7.5	88.8	40.3	27.9
H17	全国	9.4	22.6	51.3	24.3
	大阪府	7.0	123.0	36.8	25.5
H18	全国	9.0	52.3	43.6	25.1
	大阪府	6.2	△ 73.1	35.2	25.7

大阪府内市町村は、全国平均と同様に上水道の償還年数が短く、下水道会計が長くなっているが、両会計ともに全国市町村平均を下回っている。一方、病院会計の債務償還年数は、全国平均値を大きく上回る年数となっており、近年の指標悪化も全国以上に顕著である。平成18年度病院会計決算にあつては、返済可能財源（減価償却前利益）が赤字のため債務償還年数がマイナス値となっており、非常に厳しい財政状況となっている。

以上より、公営企業会計全体の債務償還年数は、全国・府内市町村ともに同程度の比率となっており、全国・府内市町村ともに公営企業会計の債務の抑制と返済可能財源の一層の創出を図っていく必要があるが、指標改善に注力すべき会計の状況は、かなり異なっていることに注意が必要である。

第3の特徴として、全国と府内市町村の普通会計の指標を比べると、府内市町村の債務償還年数が長く、ICR、行政活動収支比率が低くなっていることがわかる。つまり、全国市町村との連結指標の乖離の原因は普通会計に多くがあると言える。図9の行政活動収支比率を見ると、府内市町村普通会計の比率が全国と比べて約7%程度低くなっており、府内市町村普通会計の指標が悪化しているのは、普通会計における返済可能財源が小さいことが最も大きな原因であると考えられる。

以上の特徴を踏まえると、全国市町村においては、まず公営企業会計の指標の改善に力点を置いた財政運営が必要であり、事務費等の節減とともに使用料等収入の適正徴収を図って行かなければならない。一方、府内市町村にあつても、全国と同様に公営企業会計の指標改善を重視する必要がある上に、普通会計の返済可能財源を増加させる財政運営を図っていくことが求められる。現在、府内市町村の多くが公営企業会計に対して、多額の基準外繰出金を支出しているが、普通会計の指標改善のためには、これの解消が急務であると言える。したがって、府内市町村の公営企業会計は、基準外の他会計繰入金に頼ることなく、債務の減少を図っていくとともに、経費の削減や収入の増加による返済可能財源の増加に取り組んでいく姿勢がより求められると言えよう。

図7 債務償還年数の推移

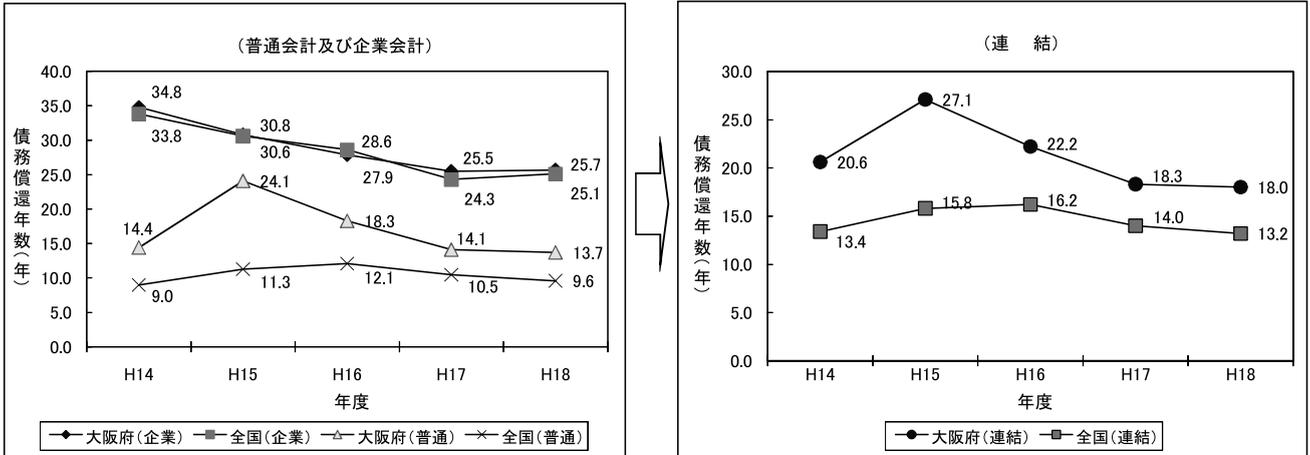


図8 ICRの推移

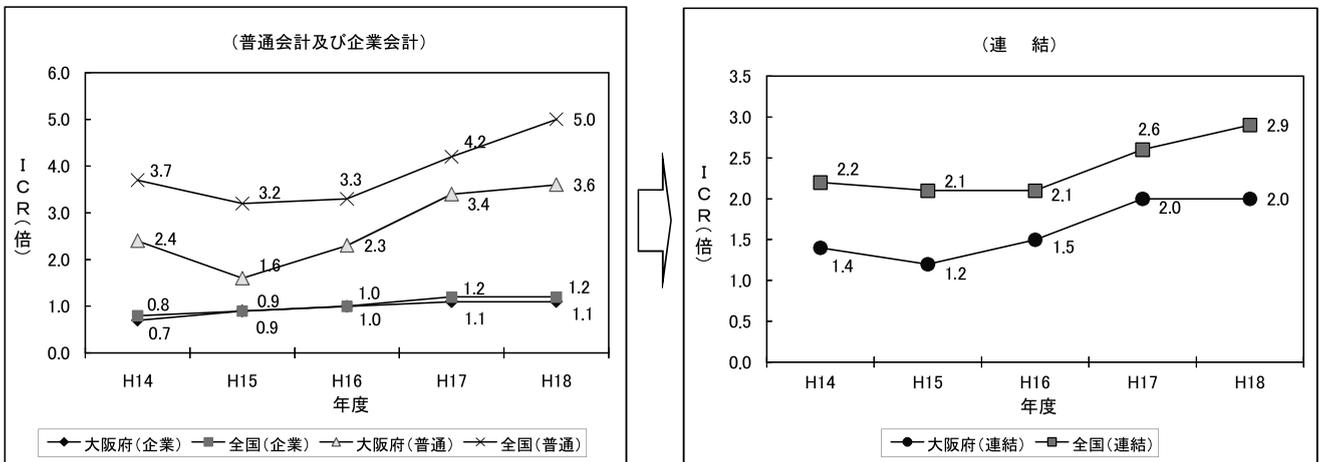
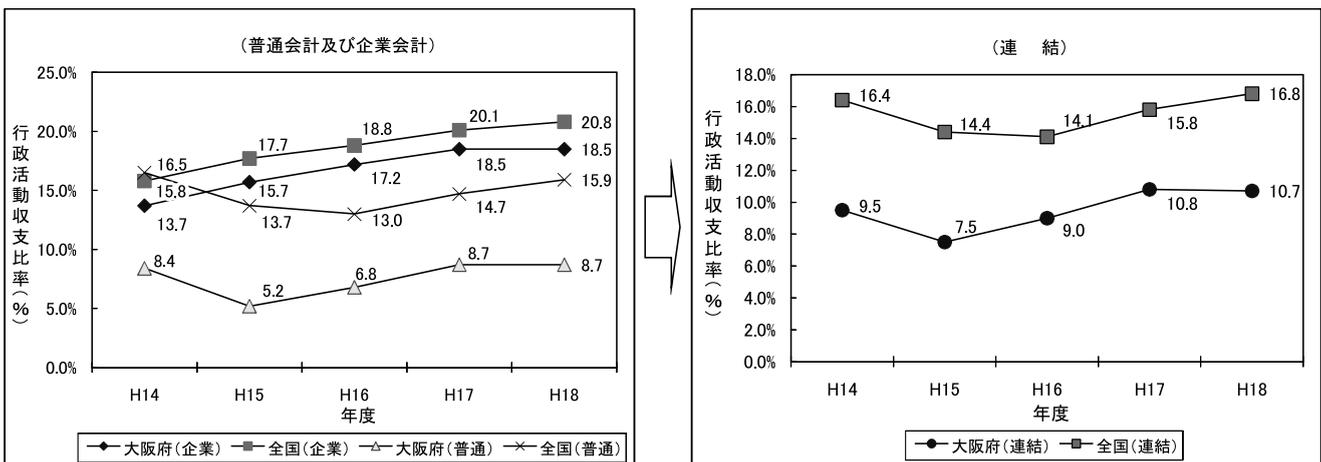


図9 行政活動収支比率の推移



## おわりに

本稿では、金融機関や市場が民間企業への融資、投資を行う際に重視する経営分析指標を参考に自治体公債管理のあり方を検討したが、一義的には既存

の健全化判断比率に注視し、その指標の改善に取り組んでいく必要があることは言うまでもない。しかし、より適正な財政運営、公債管理を行うためには、公会計で使用されている財政指標とは違った視点を

持ち、健全化指標を補完する新たな指標による分析が有用であり、今後その重要性は一層増して行くものと考えられる。

平成20年12月に「大阪府庁財政研究会報告書」が公表され、大阪府独自の指標として「収益的収支比率」による分析を行っている。この指標は、企業の損益計算書にあたる収益勘定を抽出して、その収支差が将来の投資やストックの改善に充てることができる財源であるという考えを基にしたものである。本稿とは、算出方法は異なるものの、基本的な考え方は同様である。

このような新たな視点からの分析・開示は、財政状況の公開（IR）の観点からも、メリットになる面が多いと思われる。本稿がその視点を考える一助となれば幸いである。

## 注 釈

注1 決算統計の数値を現金ベースの収益勘定と資本勘定に仕分けるにあたっては、新地方公会計制度実務研究会（2007）の報告書より総務省方式改定モデルに基づく財務書類作成要領のうち「資金収支計算書」作成要領の考え方を参考に仕分けを行った。

注2 これらの領域分けは、あくまで全国平均値をメルクマールとして設定したものである。現実には全国平均値自体がそもそも悪化した状況にあるかもしれない。この分析結果は、償還能力指標を活用した財政運営のあり方を示したものとご理解いただきたい。

## 参考文献

- ・小西砂千夫（2002）「地方財政改革論」日本経済新聞社
- ・小西砂千夫（2005）「財政危機の時代における財政分析の手法と考え方」、「都市の財政力2005—自治体経営分析における財政分析—」（財）関西社会経済研究所
- ・石川達哉（2007）「地方公共団体の債務償還と実質公債費比率」ニッセイ基礎研究所報44
- ・新地方公会計制度実務研究会（2007）「新地方公

会計制度実務研究会報告書」

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071017\\_1\\_bt.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071017_1_bt.html)

- ・財政投融资分科会（2008）「平成19年度財政融資資金の融資先としての地方公共団体の財務状況把握について」

<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryozaitoa/zaitoa200610/02.pdf>

- ・財政投融资に関する基本問題検討会地方公共団体の向け財政融資に関するワーキングチーム（2008）「地方公共団体の財務状況把握の基本的枠組みについて」

[http://www.mof.go.jp/kentoukai/gyouseiunei/chihouwt/siryozaitoa/200606\\_0601.pdf](http://www.mof.go.jp/kentoukai/gyouseiunei/chihouwt/siryozaitoa/200606_0601.pdf)

- ・大阪府庁財政研究会（2008）「大阪府庁財政研究会報告書」

<http://www.pref.osaka.jp/zaisei/kenkyukai/hokoku.pdf>

## 別表

### 普通会計決算 返済可能財源等算出指示表

【行政活動経費】 (H19決算統計(表一行一列))	
I. 行政活動収支 ⇒ <b>【返済可能財源】</b>	
1. 行政活動支出	
人件費支出	(13-01-01)
物件費支出	(13-03-01)
社会保障給付	(13-05-01)
補助金等	(13-06-01)-(28-21-01)-(28-21-03)
支払利子	(33-57-05)+(14-11-01)
うち一時借入金	(14-11-01)
繰出金	(13-36-01)+(28-21-01)+(28-21-03)-(27-25-03)
	-(27-23-06)-(28-21-13)
その他支出	(13-04-21,29-01)
2. 行政活動収入	
地方税	(04-01-01)
地方交付税	(04-01-20)
国府補助金等	(04-01-39)+(04-02-01)-投資・財務活動収支
その他収入	(04-02-46)-(04-02-28)-上記4項目-投資・財務活動収入
【投資・財務活動経費】	
II. 投資・財務活動収支	
3. 投資・財務的支出	
普通建設事業費	(13-12-01)
投資及び出資金・貸付金	(13-34,35-01)-(28-21-05,07)
基金積立金	(13-33-01)+(29-04-04)
繰出金(建設費等繰出)	(27-25-03)+(27-23-06)+(28-21-13)
元金償還金	(13-32-01)-(33-57-05)-(14-11-01)
前年度繰上充用金	(13-37-01)
4. 投資・財務的収入	
国府補助金	(04-01-44,48)+(04-02-07,10,17)
基金等繰入	(04-02-27)
財産運用・売却収入	(04-02-20)
貸付金元利収入	(04-02-35)
地方債	(04-02-44)
実質債務(②+③-①-④)	
基金残高(①)	(29-06-04)
地方債残高(②)	(33-57-09)
債務負担(③)	(37-41-02)
実質収支(④)	(02-01-05)